

野田市告示第139号

野田市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（平成5年野田市規則第24号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和5年4月21日から適用する。

令和5年4月25日

野田市長 鈴木 有

意見の聴取通知書

年 月 日

様

野田市長



野田市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則第3条・第7条第4項の規定により次のとおり通知します。

- 1 意見の聴取の日時
- 2 意見の聴取の場所
- 3 意見の聴取をしようとする事項

注意

- 1 出席の際は、この通知書を持参してください。
- 2 意見の聴取の期日にやむを得ない理由により出席できないときは、意見の聴取の期日の2日前までに意見聴取期日延期願を市長に提出してください。
- 3 正当な理由がなく出席しないときは、意見の聴取の権利を放棄したものとみなします。
- 4 代理人又は弁護人を出席させる場合は、代理人出席届又は弁護人出席届を意見の聴取の期日の2日前までに市長に提出してください。

(代理人の場合は、別記第3号様式による委任状の添付を要します。)

代 理 人 出 席 届

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

氏 名

次の者を代理人として出席させます。

記

住所

氏名

委 任 状

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

氏 名



私は、次の者を代理人と定め、意見の聴取に関する一切の権限を委任します。

記

住所

氏名

弁 護 人 出 席 届

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名

次の者を弁護人として出席させます。

記

住所

氏名

意見聴取期日延期願

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

氏 名

野田市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則第3条の規定により意見の聴取の通知を受けましたが次の理由により意見の聴取期日の延期を願います。

記

理 由